

第2章

環境の現状と今後の課題

自然環境、都市環境、生活環境、環境負荷、地球環境、参加と協働の分野ごとに、現状と今後の課題を整理しています。

1 自然環境の現状と今後の課題

樹林地

狭山丘陵は、武蔵村山市をはじめとして東村山市、東大和市、瑞穂町及び埼玉県所沢市の5市町にまたがる大規模な樹林地です。市においては、市域の北部に位置しており、都立野山北・六道山公園などにより、良好な緑が保全されています。

都立野山北・六道山公園は、そのほとんどが公有地化され、公園内にある里山体験施設の周辺には昔ながらの風景が残され、里山文化を学習できる場所として市民に親しまれています。

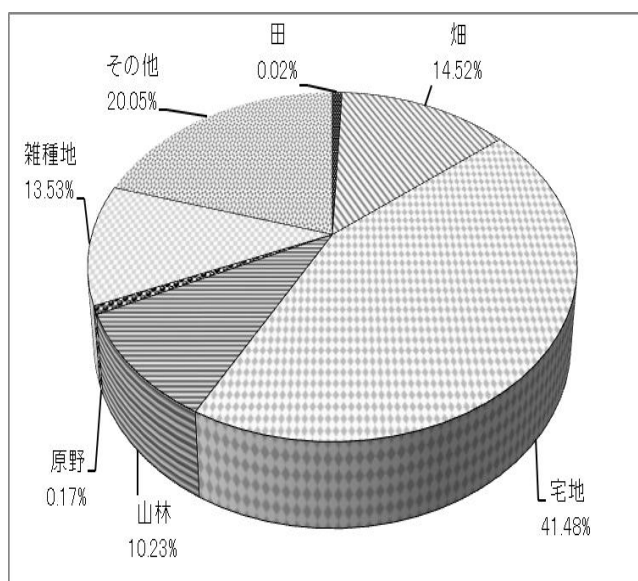
一方、市内には武蔵野特有の平地林である海道緑地保全地域※をはじめ、社寺林※などの樹林地が残っています。

これまで市は、都立野山北・六道山公園などの都立公園や海道緑地保全地域の保全を都に要請するとともに、市内に残る社寺林などの保全に努めてきました。その効果もあり、地目別土地面積の過去5年間の変化を見ても、山林面積の割合はほとんど変わっていません。

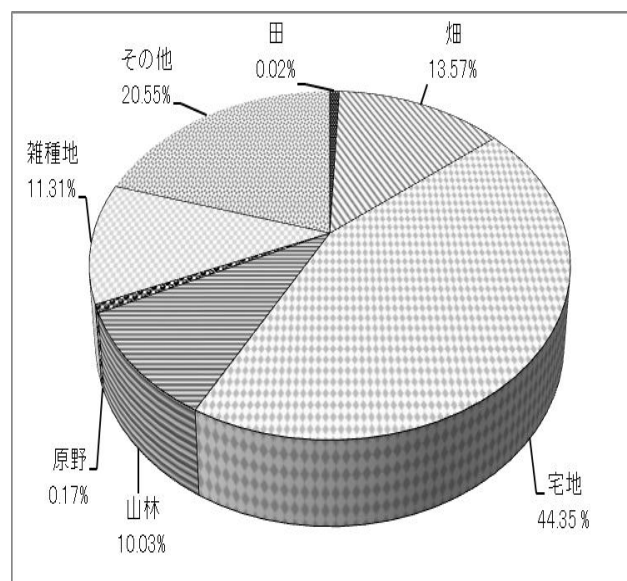
これらの貴重な自然環境を後世に引き継いでいくためには、今後も都と連携して保全に努めていくとともに、市民が樹林地と触れ合うことのできる機会を設け、市民の環境保全意識を高めていく必要があります。

■ 地目別土地面積の変化

平成17年度



平成22年度



資料：統計書 平成22年度 武蔵村山市

河川・水辺

市には、瑞穂町に源を発し多摩川に注いでいる残堀川と、市立野山北公園に源を発し清瀬市中里で柳瀬川に注いでいる空堀川の2つの一級河川が流れ、その支流として横丁川、久保の川、入谷川、谷戸川などが流れています。

市民からは「水辺と触れ合える場所が欲しい」という要望が寄せられており、都と連携した親水空間の整備・創出を進めています。

残堀川については、都が実施し、市が管理している「いこいの水辺事業」のほか、残堀川自転車道が整備されています。

また、市では宅地開発の際に雨水浸透施設※の設置を推進していますが、河川の水量不足が解消されるまでには至っていないため、更なる水源の確保や河川水の河床浸透防止に向けた対策の実施を都に要請していく必要があります。

■ 市内を流れる主な河川



資料：道路公園課

動植物・生態系

市の北部に位置する狭山丘陵は、緑や湧水に恵まれ、豊かな生態系を育んでいます。

コナラなどの落葉樹を中心とした雑木林、神社の周りに残る常緑樹林、谷戸のハンノキ林内には、アズマネザサやクマザサが密生している等、様々な植物が見られます。

また、丘陵の植物の生育状況に応じて、様々な昆虫類やそれを餌とする動物が生息しており、エノキを食草とするオオムラサキ、コナラやクヌギを食草とするアカシジミなどが確認されています。クヌギなどの樹液には、カナブンやカブトムシ、スズメバチなどが集まり、谷戸の水溜りには、ゲンゴロウの仲間やアメンボなどの昆虫を観察することができます。

しかし、市内全域を見渡してみると、都市化の影響や河川のコンクリート護岸整備などに伴って、動植物の生育・生息環境が失われつつあります。

狭山丘陵にはオオムラサキやアカシジミなどの希少な動植物が生育・生息しており、これらの種を保護していくためには、自然環境に配慮した河川の親水護岸化などの開発や、樹林地や水辺のネットワーク化など、都と連携した保護策が必要です。

近年は外来生物による生態系への影響が懸念されており、国は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律^{*}を施行し、オオクチバスなどの特定外来生物^{*}に指定した動植物については、飼育や販売等を原則禁止しています。特定外来生物の問題については、無責任な飼い主や事業者による生物の遺棄のように、人の行為によって引き起こされているということを理解し、多様な在来種が住むバランスのとれた自然環境を守るという意識を高めるため、市民・事業者への啓発を図り、生態系破壊防止の監視体制を充実させ、本来の生態系を守っていく必要があります。



2 都市環境の現状と今後の課題

公 園

都市公園※の緑は、市民の生活に安らぎや潤いをもたらす憩いの場であるとともに、スポーツやレクリエーションの場、景観の形成、災害時の避難場所など多様な機能を持ち合わせています。市では、平成22年4月1日現在で18か所、221,312.37㎡の都市公園を整備しています。

都市化が進むにつれて市民が身近に触れることのできる緑が減少している中で、都市公園の整備や個々の建物の周囲における緑を増やしていくことが求められおり、日産自動車村山工場跡地では、プリンスの丘公園が整備されています。

また、身近な緑の維持管理については、市だけでなく、市民・事業者の参加が不可欠であるため、今後、公園ボランティアの活用や支援を行っていく必要があります。

■ 市内にある都市公園

地点	名 称	面 積(㎡)
1	野山北公園	18,101.76
2	総合運動公園	68,773.25
3	山王森公園	5,862.35
4	大南公園	54,900.92
5	西大南樹林公園	1,811.02
6	雷塚公園	22,851.28

地点	名 称	面 積(㎡)
7	向山公園	1,498.21
8	十二所神社公園	501.57
9	野山公園	699.18
10	オカネ塚公園	9,624.29
11	伊奈平公園	2,747.27
12	経塚向公園	2,500.00

地点	名 称	面 積(㎡)
13	中原公園	4,000.01
14	大南東公園	2,902.45
15	三本榎史跡公園	1,053.98
16	三ツ藤南公園	2,122.05
17	プリンスの丘公園	11,839.76
18	さいかち公園	9,523.02
合 計		221,312.37



資料：道路公園課

農地

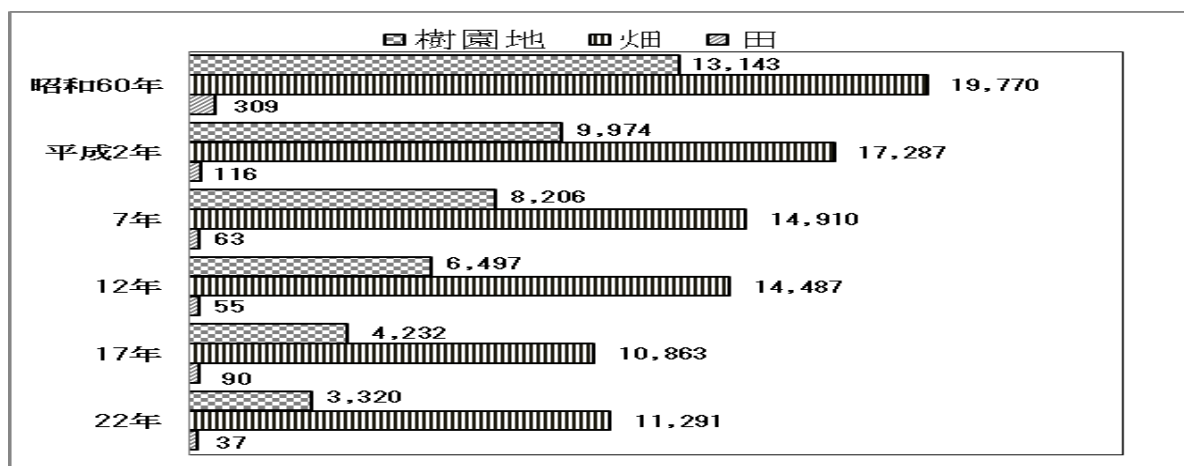
市では、昔から畑作を中心とした農業が営まれており、平成22年2月1日現在の経営耕地面積を見ると、畑地が経営耕地面積の約8割を占めています。耕地面積は、市街化等の影響から年々減少し、農家数についても後継者不足などが原因で、減少しています。

そのため、市では後継者不足による農業従事者不足や農地の減少への施策として、援農ボランティア活用事業を行っています。

近年は、豊かな土壌の形成、有機栽培による農作物への関心などの観点から、環境にやさしい農業の推進が求められており、今後は、このような農業を奨励し、地元農業の活性化を図る必要があります。

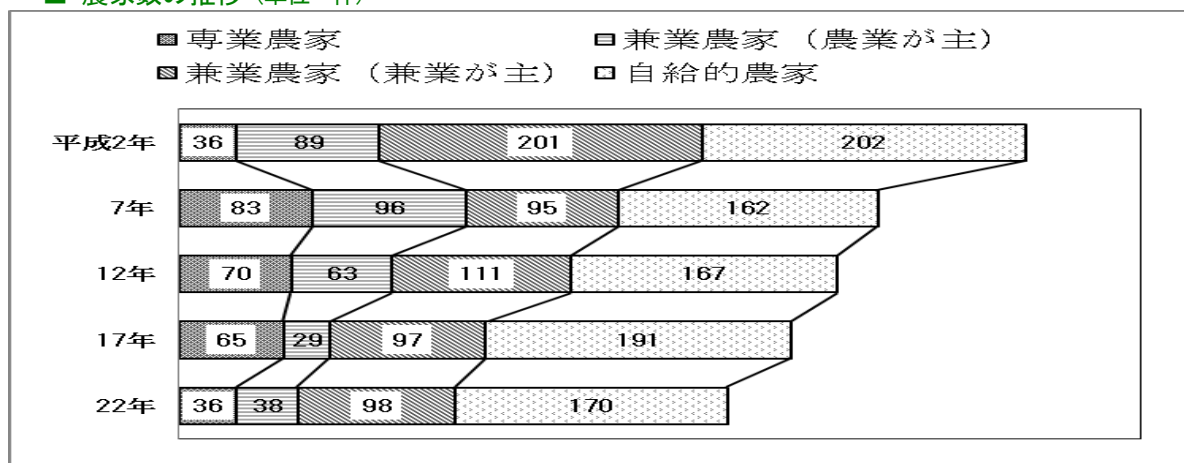
また、農業に対する市民の関心も高いことから、気軽に農業と触れ合うことのできる体験型市民農園※を整備することとしており、現在は「ふれあい農園」「わかな農園」の2か所を整備し、農業体験のできる機会を充実していくこととしています。

■ 市の経営耕地面積の推移（単位 a）



■ 農家数の推移（単位 件）

資料：世界農林業センサス



資料：世界農林業センサス

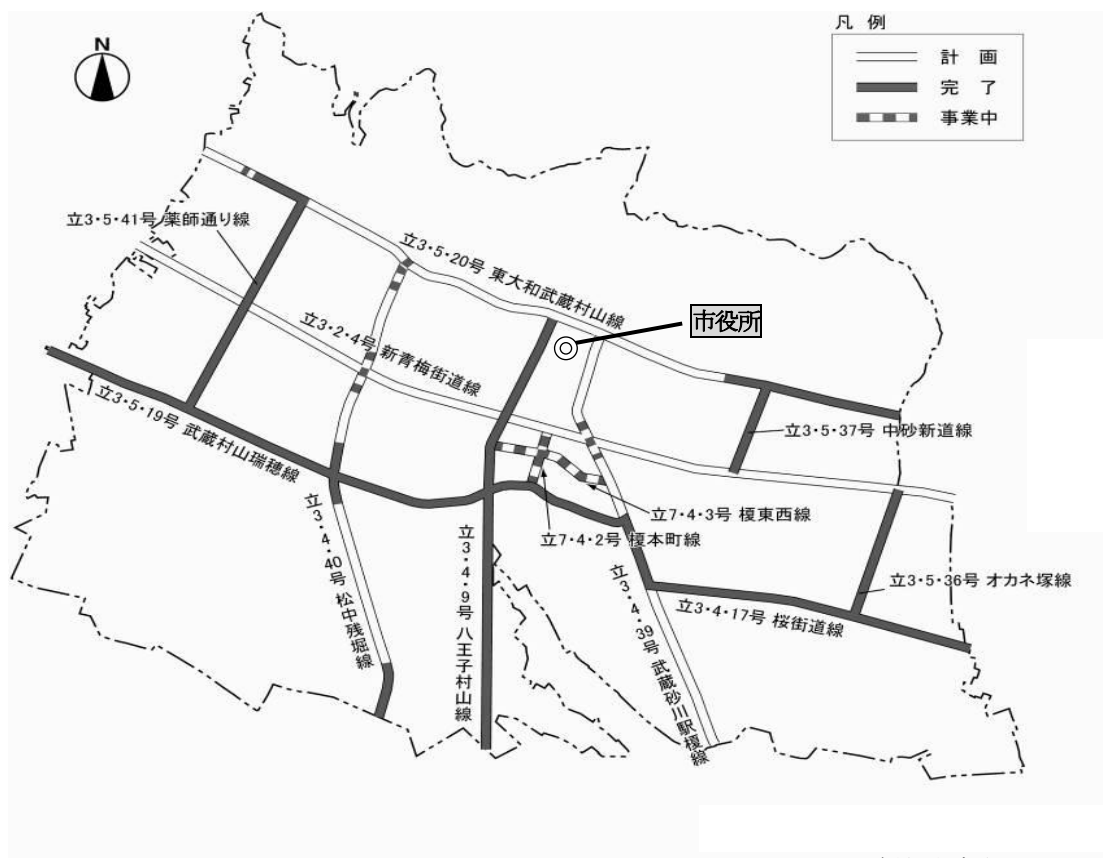
景 観

狭山丘陵からつくりだされる里山風景や、眞福寺をはじめとした歴史的文化的遺産による風景は、私たちの目を和ませ、地域の貴重な景観形成に役立っています。これらの良好な景観は市の貴重な財産であるため、今後も保全に努め、後世に引き継いでいく必要があります。

道路においては、交通機能の確保だけではなく、良好な景観を形成する役割を担っており、市では、平成22年4月1日現在、新青梅街道線をはじめとした都市計画道路が12路線あり、武蔵村山瑞穂線のように、街路樹等による景観が形成されている路線があります。

また、新青梅街道の拡幅整備や都市核地区土地区画整理事業も進んでおり、多摩都市モノレールの市内延伸が実現した場合は、市内の道路交通網や景観が大きく変わっていくことが予想されるため、緑豊かで快適な都市空間を形成していく必要があります。

■ 都市計画道路の整備状況



資料：都市計画課

歴史的文化的遺産

市では、旧石器時代・縄文時代などの遺跡が数多く発見されています。

また、現在、村山大島紬をはじめとした都指定文化財が2件、眞福寺格天井花鳥画をはじめとした市指定文化財20件が指定されています。

これらの指定文化財には説明看板を設けて、訪れた人々の関心を促し、さらに、武蔵村山市立歴史民俗資料館においては、市の歴史、民俗、自然などの紹介をしています。

また、市内の文化財などを巡る歴史散策コースを設定し、武蔵村山の歴史や文化と触れ合う機会を設けています。

市民が郷土の歴史・文化に触れ、後世に継承していく上で、歴史的文化的遺産は非常に重要となるため、引き続き保護策を講ずるとともに、触れ合いの機会を創出していく必要があります。

■ 指定文化財一覧

区 分	種 別	名 称
都	無形文化財	村山大島紬
	無形民俗文化財	双盤念仏（薬師念仏鉦はり）
市	有形文化財	眞福寺梵鐘
		眞福寺格天井花鳥画
		指田日記
		萩ノ尾薬師堂の宝篋印塔
		村山織物協同組合事務所
		屋敷山遺跡出土土人面装飾付土器
		屋敷山遺跡出土中世常滑窯大甕
	有形民俗文化財	細田山庚申塔
		大日堂庚申塔
		神明ヶ谷戸大日堂の大日如来像
		堂山墓地の如意輪観音像
		原山の馬頭観世音菩薩
		猿久保尾根の庚申塔
	無形民俗文化財	三ツ木天王様祇園ばやし
		重松囃子
		横中馬獅子舞
		谷津仙元神社富士講
	市指定史跡・旧跡	三本榎
		地頭大河内氏墓
		東京陸軍少年飛行兵学校跡地

資料：むさしむらやま歴史散策コース案内ー

3 生活環境の現状と今後の課題

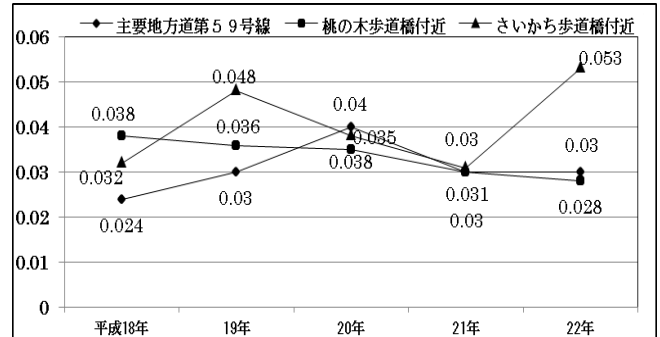
大気汚染・悪臭

市では、道路沿道において、大気中の二酸化窒素の測定を実施していますが、平成18～22年度にかけて、いずれの地点も国の環境基準※（0.06ppm以下）を下回っています。

また、市内の光化学スモッグ※の注意報発令日数は平成18～21年度にかけて減少しましたが、平成22年度は前年度に比べ増加しています。

光化学スモッグは、自動車や工場などから排出される窒素酸化物と炭化水素が、紫外線により光化学反応を起こして発生する現象のことであり、都や周辺市町などと連携し、広域的な対策を進めていく必要があります。

■ 道路沿道の二酸化窒素濃度 単位：ppm



二酸化窒素の測定は、沿道（道路端）にフィルターパッチ（採取器）を設置し、24時間の空気を採取し分析したものである。資料：環境課

■ 光化学スモッグ発令状況

	平成18	19	20	21	22
予報発令日	7	5	1	0	5
注意報発令	14	13	11	7	20
警報発令日	0	0	0	0	0

資料：環境課

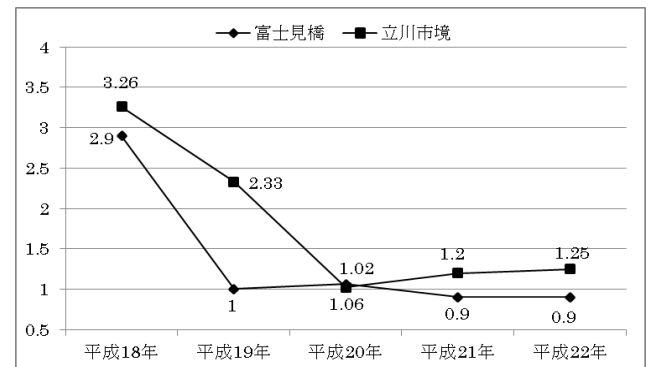
水質汚濁

市では、公共用水域である残堀川・空堀川の各2地点、久保の川、谷戸川、入谷川、横丁川の各1地点において、水質調査を実施しています。

平成18～22年度の残堀川・空堀川のBOD（生物化学的酸素要求量）濃度※（年平均値）の推移を見ると、平成18年度の残堀川（立川市境）と19年度の空堀川（下砂橋、念仏塚橋）を除き、全ての地点において国の環境基準（3mg/ℓ）を下回っています。

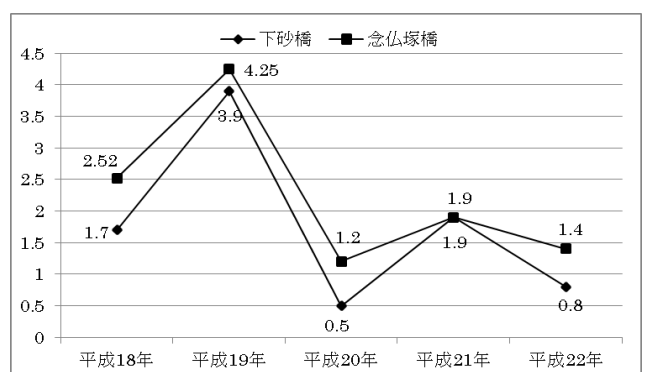
平成18年度の残堀川（富士見橋）と19年度の空堀川（下砂橋、念仏塚橋）のBOD濃度が環境基準（3mg/ℓ）を上回っているのは、河川水の流量不足が原因として考えられるため、河川の流量を安定的に確保するため、河床への不透水層の設置や源流域の保全及び地下水かん養※の促進等の対策を行う必要があります。

■ 残堀川 BOD 濃度（年平均値）の推移 単位：mg/ℓ



資料：環境課

■ 空堀川 BOD 濃度（年平均値）の推移 単位：mg



資料：環境課

騒音・振動

市では、毎年、市内幹線道路の騒音及び振動の測定を実施しています。平成18～22年度の測定結果は、道路交通振動は、いずれの地点も国の要請限度※（75dB）を下回っていましたが、道路交通騒音は、ほとんどの地点で国の環境基準（70dB）を超過しています。新青梅街道については、平成22年度に国の要請限度以上の値を示しています。

横田基地からの航空機騒音については、残堀地区の市立第十小学校の屋上で測定を行っています。第十小学校の航空機騒音の推移を見ると、平成18～22年度においては、国の環境基準（70dB）を下回っています。飛行回数の最も多い70から79dBの航空機の飛行回数は、平成19年度から減少しています。

道路交通騒音及び航空機騒音については、市だけで解決できる問題ではないため、引き続き関係機関や周辺市町と連携を図り、対策を進めていく必要があります。

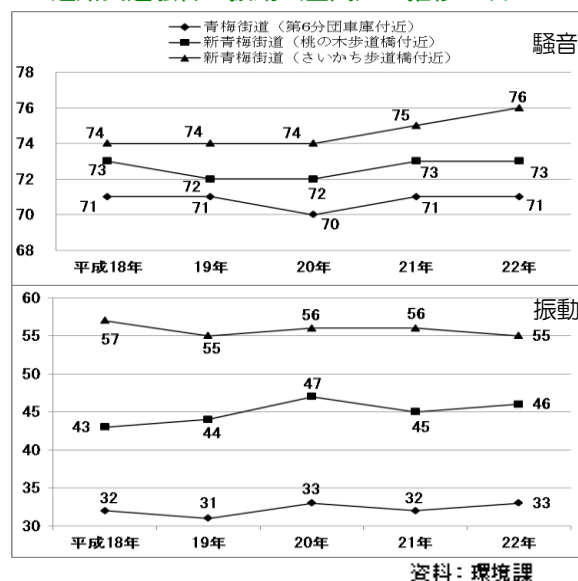
なお、平成24年度に、都から市に、騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域等についての権限移譲が行われました。

土壌汚染・地下水汚染・地盤沈下

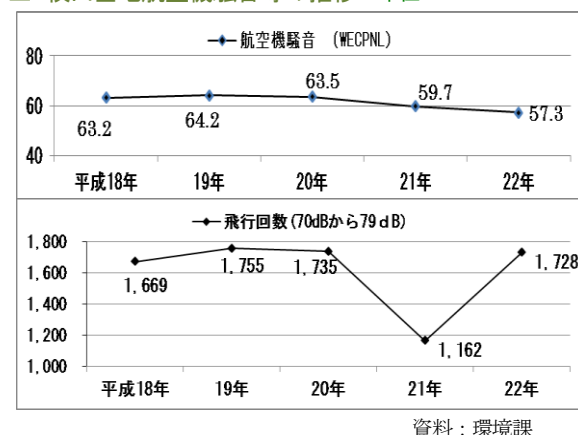
土壌汚染については、土壌汚染対策法※によって、工場等の事業を廃止した有害物質使用特定施設の事業者や土地所有者に対して、土壌汚染調査の実施、土壌汚染による健康被害の防止措置の実施が義務付けられています。地下水の汚染状況については、市内5か所の井戸を選定して調査を実施しており、平成18～22年度の測定結果は、全ての地点で環境基準を下回っています。

また、一定規模（揚水機出力300W）以上の揚水施設で地下水を揚水している事業者からは、年1回揚水量の報告を受けており、平成21年度から揚水量が増えています。市では、現在のところ（平成22年4月現在）、地盤沈下は確認されていません。安全な土壌と地下水を保全するため、引き続き監視に努めるとともに、土壌や地下水への負荷の低減を促進していく必要があります。

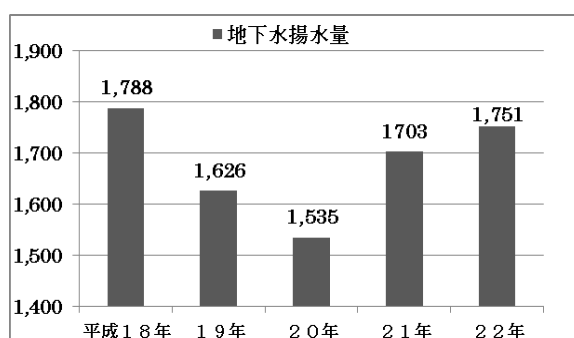
■ 道路交通騒音・振動（昼間）の推移 単位: dB



■ 横田基地航空機騒音等の推移 単位: dB



■ 地下水揚水量の推移 単位: m³



有害化学物質

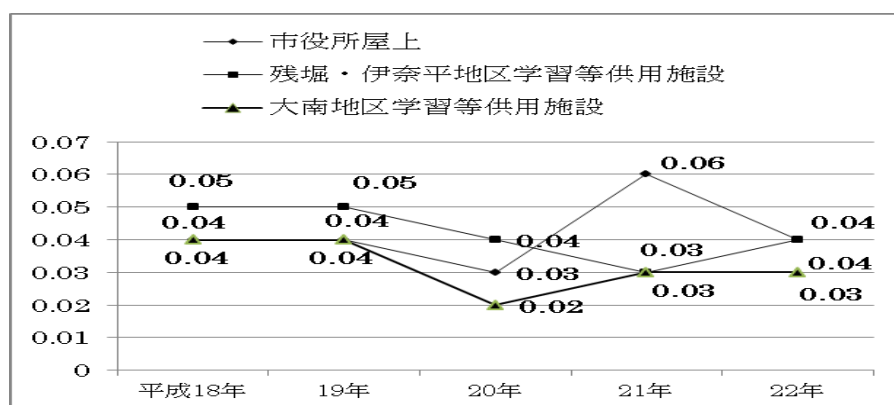
市では、市役所屋上をはじめとした 3 か所の大気（国の環境基準 $0.6\text{pg} - \text{TEQ}/\text{m}^3$ ）及び河川（残堀川、空堀川の 2 か所）の水質（国の環境基準 $1\text{pg} - \text{TEQ}/\ell$ ）のダイオキシン類※調査を実施しており、平成 18～22 年度の推移を見ると、いずれも国の環境基準を下回っています。

ダイオキシン類のみならず、我が国では数万種の化学物質が人工的に生産されていると言われています。それらはプラスチック、医薬品など我々の生活に欠かせないものになっている反面、生産・使用・廃棄の方法によっては、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれがあります。

なお、アスベスト※による中皮腫や環境ホルモン及び揮発性有機化合物（VOC）による健康被害が問題になっており、市としては都と連携して事業所等に管理、規制をしています。

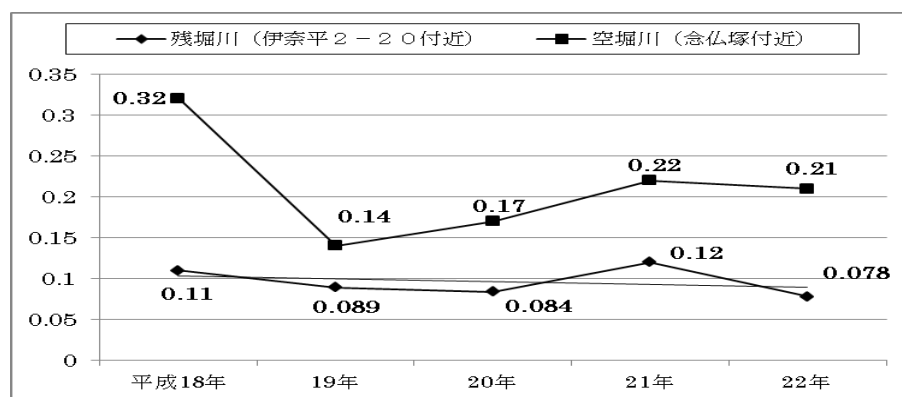
また、有害化学物質による、人体への影響を未然に防止するためには、事業者等による確実な管理体制の整備や、化学物質についての理解が必要となります。

■ ダイオキシン類測定結果（大気）単位： $\text{pg} - \text{TEQ}/\text{m}^3$



資料：環境課

■ ダイオキシン類測定結果（河川水質）単位： $\text{pg} - \text{TEQ}/\ell$



資料：環境課

4 環境負荷の現状と今後の課題

資源・エネルギー

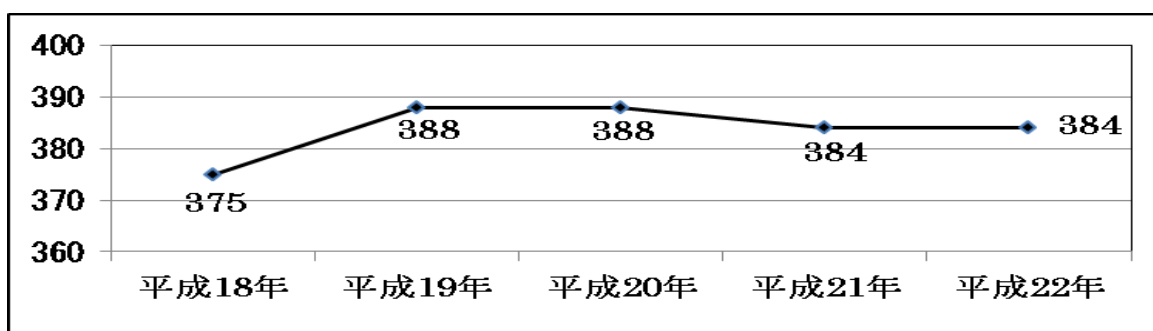
私たちは大量のエネルギーを消費することで、便利で豊かな生活をしていますが、一方では、石油や天然ガスなどの限りある資源の枯渇、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガス※排出量の増加の問題につながっています。

市においては、平成18年度に武蔵村山市地球温暖化対策実行計画を策定し、平成17年度（基準年）の温室効果ガス排出量と比較し、平成23年度までに6%以上の温室効果ガス削減の目標を掲げ、庁舎内及び市内公共施設の温室効果ガス排出量削減の取組を実施しています。

一方、一世帯当たりの5年間の都市ガス・水道使用量の推移を見ると、都市ガスの使用量については、平成18年度と平成22年度を比較するとわずかに増加しておりますが、ほぼ横ばいの使用量となっています。また、水道の使用量については、平成18年度と比較すると、わずかに増減しておりますが、ほぼ横ばいの使用量となっています。

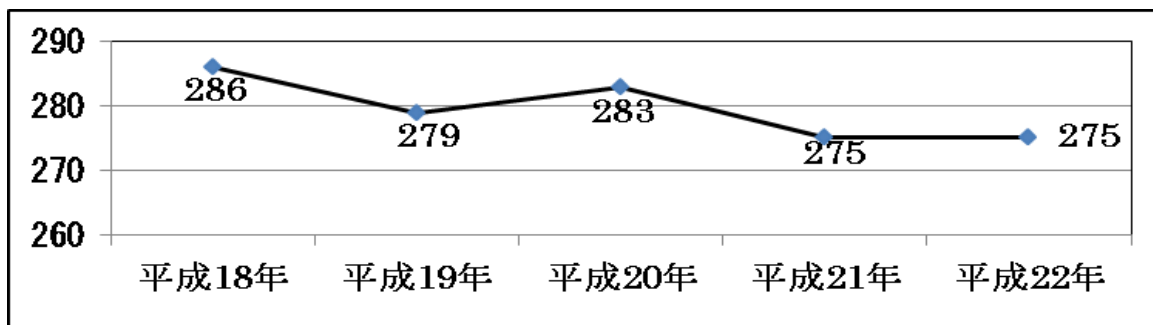
今後は、庁舎内及び市内公共施設における省エネルギー対策を進めるだけでなく、市民・事業者に対し、更なる啓発を行っていく必要があります。

■一世帯当たりの都市ガス使用量の推移（単位 $\text{m}^3/\text{年}$ ）



資料：武陽ガス

■一世帯当たりの水道使用量の推移（単位 $\text{m}^3/\text{年}$ ）



資料：統計書 平成22年度 武蔵村山市

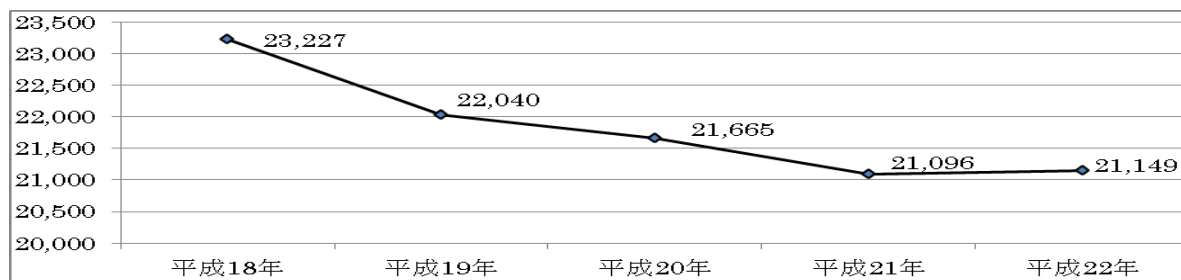
ごみの排出・リサイクル・不法投棄

市では、ごみの収集方法を平成7年度にダストボックス方式をステーション方式に変更し、可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・プラスチックごみ・粗大ごみの収集を行っています。平成22年度におけるごみの年間排出物量（収集ごみ量+持込ごみ量+拠点回収量+集団回収量）は21,149 tで一人1日当たりの排出物原単位は809g、リサイクル率は35.5%です。

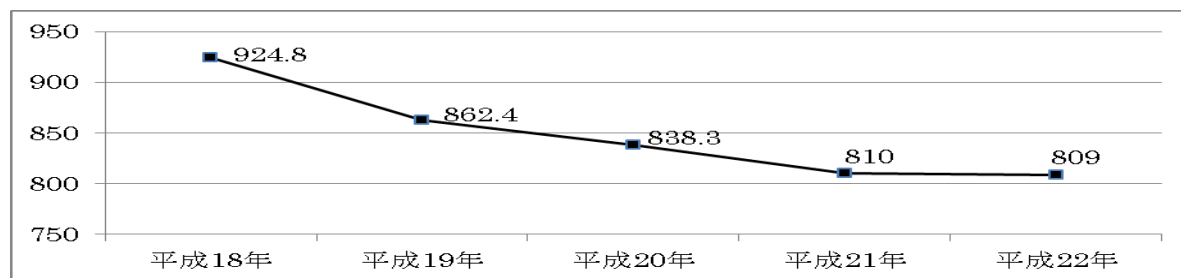
「ごみゼロを目指したまちづくり基本計画」では、平成24年度における目標として一人1日当たりの排出物原単位を850g、リサイクル率を33%と掲げていますが、現在、この目標は達成しており、今後、高い目標を掲げて、更なる対策を進めていく必要があります。

また、近年は、狭山丘陵の茂みや道路の植樹帯など、人目につきにくい場所での不法投棄が後を絶ちません。市では、パトロールなどを通じて発生防止に努めていますが、市民や事業所等と連携した監視体制の充実など、更に対策を進めていく必要があります。

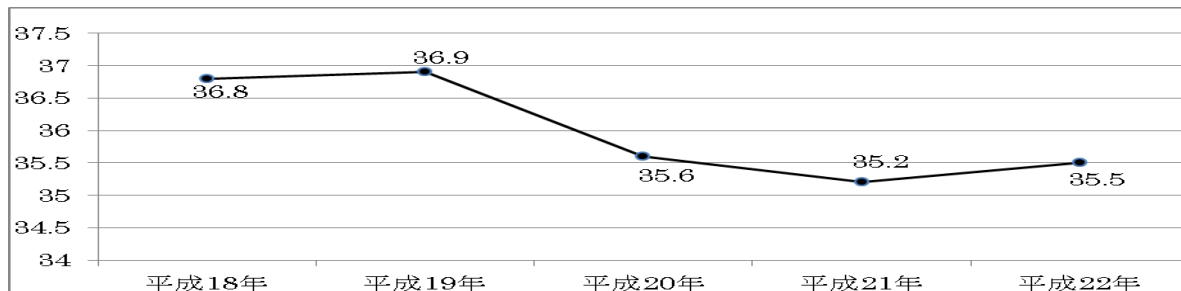
■ 武蔵村山市における1年間のごみの排出量（単位 t）



■ 1人1日当たりのごみの排出原単位の推移（単位 g）



■ 武蔵村山市におけるリサイクル率の推移（単位 %）



資料：環境課

5 地球環境の現状と今後の課題

地球温暖化

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第4次評価報告によると、2100年には地球の気温が1.8～4℃上昇し、海面が38.5～59cm上昇すると予測され、気候変動に加え食糧危機、生態系や人間に重大な影響が及ぶと予測されています。

平成17年2月には京都議定書*が発効し、日本は平成20～24年の間の温室効果ガスを平成2年度比で6%削減することが義務付けられました。温室効果ガスのうち大部分を占めるCO₂は、産業活動をはじめ、日常生活における電気・ガスの消費や自動車の利用によって排出されています。

今後、家庭や事業所に対して地球温暖化防止に向けた意識啓発を更に推進し、庁舎内においてもLED照明の設置や低公害車の導入など、温室効果ガス排出削減の取組を進めています。

市では、平成21年度から、市内一般住宅を対象に、太陽光発電システム等の自然エネルギー活用機器設置の推進や、夏季におけるエアコン等の電化製品の使用を抑制し、消費電力の低減を図るため、つる性植物を使用した、みどりのカーテンの配布事業を行っています。

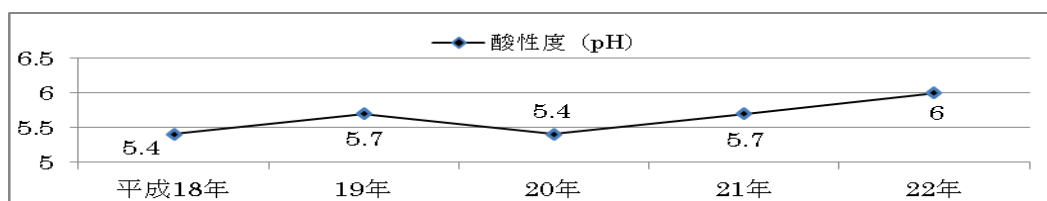
また、学校教育の中で、地球温暖化防止に向けて、児童・生徒が主体的に、自分のできることに取り組もうとする態度を育成することが大切です。

酸性雨

酸性雨は、工場の排煙や自動車の排気ガスの中に含まれる硫黄酸化物(SO_x)や窒素酸化物(NO_x)が大気中で化学反応を起こして雨に溶け、地上に降下する現象です。一般的にはpHが5.6以下の雨が酸性雨とされ、全国的に依然として欧米並みの酸性雨が観測されています。現時点で酸性雨による自然や生態系への被害は報告されていませんが、欧米では湖水が酸性化して魚が死滅してしまったり、広範囲の森林が枯死するなどの被害が出ています。

市では、市役所屋上に雨水採取装置を設置し、毎月、降雨を採取して分析調査を実施しています。今後も引き続き調査を実施するとともに、都や周辺市町とも連携し、広域的な防止対策を検討していく必要があります。

■ 市役所屋上における酸性雨調査結果の推移（単位 pH）



資料：環境課

オゾン層破壊

大気中に放出されたフロンガスなどが地球を取り巻くオゾン層を破壊し、有害な紫外線が地表に降り注ぐことにより、人の健康や生態系への影響を及ぼすおそれがあります。また、皮膚がんや白内障の増加、免疫力の低下などの健康被害、農作物の収穫が減少するなどの影響が懸念されています。

オゾン層破壊物質であるフロンガスは、現在使用が禁止されていますが、古い冷蔵庫やエアコンの冷媒装置及びスプレー缶などに使用されていることもあり、フロンガスが使用されている製品を廃棄する場合、適正な処理が必要となります。

オゾン層保護の国際的枠組みとしては、ウィーン条約やモントリオール議定書が採択され、フロン類の製造使用の禁止・制限等が定められ、日本でも特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律や特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律が制定されています。



6 参加と協働の現状と今後の課題

環境情報、環境教育・環境学習

地球温暖化をはじめとした様々な環境問題が社会的に取り上げられ、環境に対する市民の意識も高まりつつあります。

市ではホームページや広報紙で、ごみ問題や騒音などに関すること、公園、保存樹林等に関する環境情報を提供するほか、小・中学生が自然や文化を体験できる「狭山自然学校」や、環境に関して親子で関心と知識を高めることを目的とした「親と子の環境教室」、小学生向けの「環境副読本」の作成、市内中学生を対象にした「地球環境保全ポスター・標語」の掲示など、児童・生徒を対象にした啓発活動や環境学習ができる場を設けています。

今後、市民や事業者向けの環境活動を推進するためには、情報や学習機会を更に充実し、周知していく必要があります。

環境活動

市では、市・市民・事業者・環境団体が一体となり、地域の美化、青少年の社会参加を目的とした「クリーン作戦※」や狭山丘陵での自然観察会を毎年開催しています。

今後、市は市民や事業者の自主的な取組や活動の支援をすることで、今ある環境活動の活性化を促し、市民・事業者との協働によるまちづくりを進めていく必要があります。



7 過去(平成18年度から22年度まで)の環境施策の実績

○環境指標の達成状況及び市の取組の状況

平成18年度に策定した武蔵村山市環境計画を着実に推進していくため、それぞれの環境目標ごとに施策の展開の目安として「35の環境指標」を掲げました。また、それぞれの環境目標ごとに、市の具体的な役割を示すため環境施策の方向を定め、これに対する「141の市の取組」として掲げました。なお、本計画策定時の平成18年度から22年度まで実施した主な事業の取組とその評価は、以下のとおりです。

評 価 方 法

環境指標の評価及び環境施策の取組については、平成18年度から22年度までの年次報告書の状況と目標数値を比較したものです。

また、評価の手順については、年次報告書を各所管課から提出されたものを基にヒアリングを行います。その後、環境推進委員会で審議し、評価を確定させた後、環境審議会に諮り、市長へ報告することとしています。

A	目標を達成し、内容が計画よりも進展したもの	B	目標を達成したもの	C	着手しているが、目標に達していないもの	D	未着手のもの
---	-----------------------	---	-----------	---	---------------------	---	--------

1 狭山丘陵と森を育む

環 境 指 標	計 画 策 定 時 の 現 状	目 標	現 状	評 価
狭山丘陵周辺公園等面積	219.2ha	219.2ha	106.7ha ^(注)	C
都・市・市民・事業者が連携し、狭山丘陵を保全・活用する。				C

(注) 現状については、平成22年度の狭山丘陵周辺公園等の供用済面積を記載しました。

環境施策の方向	市 の 取 組	総合評価
① 狭山丘陵・樹林地の保全	樹林地保護及び保全のため、みどりの基金の活用を図ります。 【道路公園課】	B
	市民参加による樹林地の適正な維持管理に努めます。 【道路公園課】	C
	保存樹木、保存樹林の保全に努めます。 【道路公園課】	C
	狭山丘陵や市街地における樹林地等の保全に努めます。 【道路公園課、都市計画課】	B
	社寺林の保全策の検討を行います。 【道路公園課】	D
② 里山との触れ合いの場の創出	自然観察会を開催・支援します。 【環境課、生涯学習課スポーツ課】	B
	里山体験施設の活用を図ります。 【都市計画課】	B

2 親しみのある水辺をつくる

環 境 指 標	計画策定時の現状	目 標	現 状	評 価
水辺と触れ合える箇所数	3か所	7か所	3か所	C
湧水の保全件数	1 件	2 件	1 件	C

環境施策の方向	市 の 取 組	総合評価
① 水辺の保全	自然環境に配慮した河川工事を都に要請するとともに、市が管理する普通河川についても、自然環境に配慮した維持管理に努めます。 【道路公園課、都市計画課】	B
	河川の水質の保全に努めます。【環境課】	B
	市内に存在する湧水の実態把握に努めます。 【環境課、生涯学習スポーツ課】	D
② 水辺との触れ合いの場の創出	水辺と親しめるような場所の整備に努めます。【道路公園課】	B
	水辺に生育・生息する動植物や水質等に関する観察会を開催し、意識啓発を図ります。 【環境課、生涯学習スポーツ課】	B
③ 水循環の促進	雨水浸透・貯留施設の設置を推進するとともに、市民への啓発を図ります。 【道路公園課、都市計画課、下水道課】	B
	樹林地や農地の保全・再生を通じて湧水の保全に努めます。 道路公園課、地域振興課】	B
	都や周辺市町と連携して、水量確保の対策を進めます。 【道路公園課、下水道課、環境課】	B



3 動植物と人との共生

環 境 指 標	評 価
動植物の生育・生息状況を把握し、市民・事業者の環境保全意識を高める。	B

環境施策の方向	市 の 取 組	総合評価
① 動植物の生育・生息 環境の保全	公共施設等の整備の事業実施に当たっては、自然環境に配慮します。 【企画政策課、施設課、道路公園課】	B
	狭山丘陵等、動植物の生育・生息の場の保全に努めます。 【道路公園課、環境課】	B
	外来生物に対して監視を行うとともに、市民などへの普及啓発を図ります。 【環境課】	C
② 動植物保護のための 意識啓発	市民参加による動植物の実態調査を支援します。 【生涯学習スポーツ課】	B
	自然観察会の開催・支援を行います。【環境課、生涯学習スポーツ課】	B
	広報紙やホームページを通じて、動植物の情報収集や情報提供をします。 【生涯学習スポーツ課、秘書広報課】	B



4 まちのみどり・身近なみどりをつくる

環 境 指 標	計 画 策 定 時 の 現 状	目 標	現 状	評 価
一人当たりの都市計画公園等面積	17.4m ² /人	21.8 m ² /人	19.4 m ² /人	C
生け垣奨励助成制度※による補助件数	146件	146件	138件	C

環境施策の方向	市 の 取 組	総合評価
① 公共・公益施設の緑化の推進	都市公園等の整備を通じ、緑化を推進します。【道路公園課】	B
	公共・公益施設における緑化を推進します。【道路公園課（関係各課）】	A
	既存公園の適切な維持管理に努めます。【道路公園課】	B
	市民参加による公園づくりや維持管理を進めます。【道路公園課】	C
② 民有地内の緑化	緑のまちづくり活動ガイドラインの活用を図ります。【道路公園課】	D
	生け垣奨励助成制度の指定基準や補助金などの充実を図ります。【道路公園課】	C
	緑地協定や地区計画制度を活用し、緑化を促進していきます。【都市計画課、区画整理課】	B
③ みどりの育成	みどりの基金を活用し、緑を守り、育てます。【道路公園課】	B
	みどりの散策マップの発行やイベントの開催等を検討します。【道路公園課】	B
	花いっぱい運動を推進します。【道路公園課 教育指導課】	B
	公園を整備していく上で、自然学習ができる場所をつくります。【道路公園課】	C



5 農地を守り、育てる

環 境 指 標	計画策定時の現状	目 標	現 状	評 価
体験型市民農園の設置箇所数	2 か所	6 か所	2 か所	C
農産物直売所の箇所数	56 か所	71 か所を維持する	71 か所	A

環境施策の方向	市 の 取 組	総合評価
① 農地の保全	生産緑地地区の指定を継続します。【都市計画課】	A
	農業基盤の整備・改善の検討を進めます。【地域振興課】	B
	体験型市民農園の充実を図ります。【地域振興課】	B
	環境にやさしい農業を支援します。【地域振興課】	B
② 農業の活性化	農業後継者と新規就農者の育成を支援します。【地域振興課】	B
	地場農産物を積極的に PR し、地元での消費を促進します。【地域振興課】	B
③ 農地との触れ合いの場の創出	農産物直売所の設置を支援します。【地域振興課】	B
	消費者の農業理解を図るため、農業イベントや交流会等を開催・支援します。【地域振興課】	B
	体験型市民農園の利用の PR を図ります。【地域振興課】	B
	学校教育の中では、水田学習をはじめとした農地と触れ合う機会を設けます。【教育指導課】	A

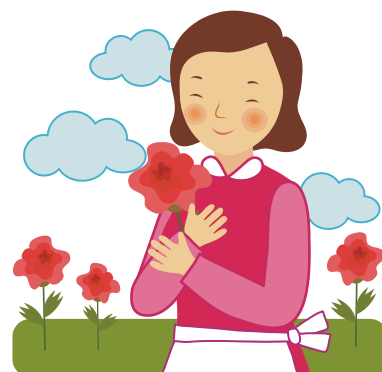


6 快適でやすらぎのあるまちをつくる

環 境 指 標	計 画 策 定 時 の 現 状	目 標	現 状	評 価
クリーン作戦の参加人数	5,589 人	6,000 人	3,634 人	C
クリーン作戦における不法投棄ごみ等の回収量	1,260 kg	660 kg ^(注)	830 kg	C

(注) 不法投棄ごみ等の回収量の目標については、本計画策定時のごみ回収量の目標 1,000kg を下回り、回収量の削減を達成したため、目標を 660kg に設定しました。

環境施策の方向	市 の 取 組	総合評価
① まちの美化	空き缶や吸い殻等の投棄や犬のふんの放置等を防止し、環境の美化に努めます。 【環境課】	B
	クリーン作戦を継続実施します。 【環境課】	B
	違反広告物撤去協力員を支援します。 【道路公園課】	B
② 環境に配慮した道路の整備	街路樹を適正に整備し、緑化を推進します。 【道路公園課】	B
	歩行者・自転車道の整備を通じて緑化を推進します。 【道路公園課】	B
	道路の新設や既存道路の改修の際には、周辺環境に配慮した舗装の採用を進めます。 【道路公園課】	A
	街路灯等は周辺環境を踏まえた上で適切に設置します。 【道路公園課】	B
	道路の適正な維持管理に努めます。 【道路公園課】	B
	安全かつ歩きやすい歩道の整備を進めます。 【道路公園課】	B
③ 良好なまちなみの形成	街路樹は地域環境に配慮した樹種を選定します。 【道路公園課】	B
	市民参加による植樹帯の適正な維持管理に努めます。 【道路公園課】	D
	文化財とみどりとの調和したまちづくりを進めます。 【道路公園課、生涯学習スポーツ課】	B
	景観面に配慮し、違反広告物（チラシ等）の規制を図ります。 【道路公園課】	B



7 地域の歴史や文化をまもる

環 境 指 標	評 価
歴史的文化的遺産と触れ合う機会や場を増やす。	B

環境施策の方向	市 の 取 組	総合評価
① 歴史的文化的遺産 の保全	埋蔵文化財をはじめ、各種文化財を保全します。 【生涯学習スポーツ課】	B
	発掘調査により環境の変化が伴う場合、必要最小限にとどめるように努めます。 【生涯学習スポーツ課】	B
② 歴史的文化的遺産 との触れ合いの場 の創出	市民が文化財に触れ合う機会の確保に努めます。 【生涯学習スポーツ課】	B
	市内の文化財を紹介する看板の設置を検討します。 【生涯学習スポーツ課】	A
	広報紙やホームページを通じて、文化財の情報を提供し、市民へ周知を図ります。 【生涯学習スポーツ課】	B



8 安心して住みよいまちをつくる

環 境 指 標					
道路沿道における 二酸化窒素濃度	【目標】環境基準 0.06ppm 以下を維持する 単位：ppm				
	道 ・ 路	調 査 地 点	計画策定時の状況	現 状	評 価
	青 梅 街 道	第 一 分 団 車 庫 付 近	0.019	0.028	A
		第 六 分 団 車 庫 付 近	0.017	0.029	A
	主 要 地 方 道 第 55 号 線	旧 日 産 自 動 車 正 門 付 近	0.027	0.044	A
	主 要 地 方 道 第 59 号 線	三 ツ 藤 住 宅 東 付 近	0.035	0.040	A
		文 明 堂 工 場 付 近	—	0.029	A
	新 青 梅 街 道	桃 ノ 木 歩 道 橋 付 近	0.037	0.028	A
		さ い か ち 歩 道 橋 付 近	0.045	0.053	A
	主 要 地 方 道 第 162 号 線	第 七 分 団 車 庫 付 近	0.031	0.031	A
	江 戸 街 道	力 一 ミ ナ ル 東 京 北 付 近	—	0.026	A
残 堀 川 に お ける BOD 濃 度	【目標】環境基準 3 mg/ℓ以下を維持する 単位：mg/ℓ				
	調 査 地 点	計画策定時の状況	現 状	評 価	
	富士見橋	4.37	0.80	A	
	立川市境	1.50	0.98	A	
空 堀 川 に お ける BOD 濃 度	【目標】環境基準 10 mg/ℓ以下を維持する 単位：mg/ℓ				
	調 査 地 点	計画策定時の状況	現 状	評 価	
	砂野橋	2.70	0.65	A	
	念仏塚橋	2.60	1.10	A	
地下水の環境基準の 達成状況	【目標】全調査地点（5箇所）、全項目（4項目）環境基準以下 ※ 調査地点の選定方法は、無作為に行っている。 単位：mg/ℓ				

道路交通騒音 測定値	【目標】環境基準 昼間 70dB 以下 夜間 65dB 以下及び要請限度 昼間 75dB 以下 夜間 70dB 以下を維持する。 単位：dB					
	道 路	調 査 地 点	区分	計画策定時の状況	現 状	評 価
	青 梅 街 道	第 一 分 団 車 庫 付 近	昼	70	65	A
			夜	64	60	A
		第 六 分 団 車 庫 付 近	昼	72	71	B
			夜	68	68	B
	主 要 地 方 道 第 5 5 号 線	旧 日 産 自 動 車 正 門 付 近	昼	72	66	A
			夜	69	63	A
	主 要 地 方 道 第 5 9 号 線	三 ツ 藤 住 宅 東 付 近	昼	71	68	A
			夜	69	67	B
		文 明 堂 工 場 付 近	昼	—	67	A
			夜	—	64	A
	新 青 梅 街 道	桃 ノ 木 歩 道 橋 付 近	昼	73	73	B
			夜	70	70	B
		さ い か ち 歩 道 橋 付 近	昼	76	76	C
			夜	74	71	C
主 要 地 方 道 第 1 6 2 号 線	第 七 分 団 車 庫 付 近	昼	69	67	A	
		夜	60	65	A	
江 戸 街 道	力 一 ミ ナ ル 東 京 北 付 近	昼	—	64	A	
		夜	—	60	A	

道路交通振動 測定値	【目標】全調査地点（9 箇所）要請限度以下 昼間 65dB 以下 夜間 60dB 以下を維持 単位：dB						
	道 路	調 査 地 点	区分	計画策定時の状況	現 状	評 価	
	青 梅 街 道	第 一 分 団 車 庫 付 近	昼	要 請 限 度 以 下	43	A	
			夜		35	A	
		第 六 分 団 車 庫 付 近	昼		33	A	
			夜		30	A	
	主 要 地 方 道 第 5 5 号 線	旧 日 産 自 動 車 正 門 付 近	昼	—	44	A	
			夜	—	40	A	
	主 要 地 方 道 第 5 9 号 線	三 ツ 藤 住 宅 東 付 近	昼	要 請 限 度 以 下	37	A	
			夜		35	A	
		文 明 堂 工 場 付 近	昼		—	43	A
			夜		—	40	A
	新 青 梅 街 道	桃 ノ 木 歩 道 橋 付 近	昼	要 請 限 度 以 下	46	A	
			夜		44	A	
		さ い か ち 歩 道 橋 付 近	昼		55	A	
			夜		50	A	
	主 要 地 方 道 第 1 6 2 号 線	第 七 分 団 車 庫 付 近	昼	要 請 限 度 以 下	38	A	
			夜		35	A	
	江 戸 街 道	力 一 ミ ル 東 京 北 付 近	昼	—	33	A	
			夜	—	25	A	

第2章 環境の現状と今後の課題

横田基地航空機騒音測定値	【目標】環境基準 70WECPNL 以下を維持する 単位：WECPNL			
	調 査 地 点	計画策定時の状況	現 状	評 価
	市立第十小学校	63.7	62.5	A
ダイオキシン類の 大気環境濃度	【目標】環境基準 0.6pg-TEQ/m ³ 以下を維持する 単位：pg-TEQ/m ³			
	調 査 地 点	計画策定時の状況	現 状	評 価
	市 役 所 屋 上	0.040	0.036	A
	残堀・伊奈平地区 学 習 等 供 用 施 設	0.054	0.042	A
ダイオキシン類の 水質環境濃度	【目標】環境基準 1 pg-TEQ/ℓ以下を維持する単位 pg-TEQ/ ℓ			
	調 査 地 点	計画策定時の状況	現 状	評 価
	残堀川	0.17	0.09	A
公用車における低公 害車の導入台数				
	目 標	計画策定時の状況	現 状	評 価
	26 台	17 台	46 台	A

環境施策の方向	市 の 取 組	総合評価
① 大気汚染・悪臭 防止対策	アイドリングストップの啓発等、自動車排出ガス対策を推進します。 【環境課】	B
	市内循環バスの運行に当たっては、大気汚染等の防止に努めます。 【都市計画課】	B
	野焼き防止に向けた監視体制の充実を図ります。 【環境課】	B
	工場・事業所からの排出ガスについて指導を行います 【環境課】	B
	公用車に低公害車の導入を検討します。 【総務契約課】	A
	公共交通機関の充実と利用促進を図ります。 【企画政策課】	B
	一般家庭、事業所に対して悪臭防止の指導・啓発を図ります。 【環境課】	B
	地域住民と関係機関との協力により、大気汚染の防止に努めます。 【環境課】	B
	大気の調査を定期的に行います。 【環境課】	B
② 水質汚濁防止 対策	水質調査を定期的に行います。 【環境課】	B
	地域住民や関係機関と協力し、水質汚濁の監視や指導に努めます。 【環境課】	B
	水洗化の普及を促進し、河川の水質浄化に努めます。 【下水道課】	A
	工場・事業所からの排水について指導を行います。 【下水道課】	B

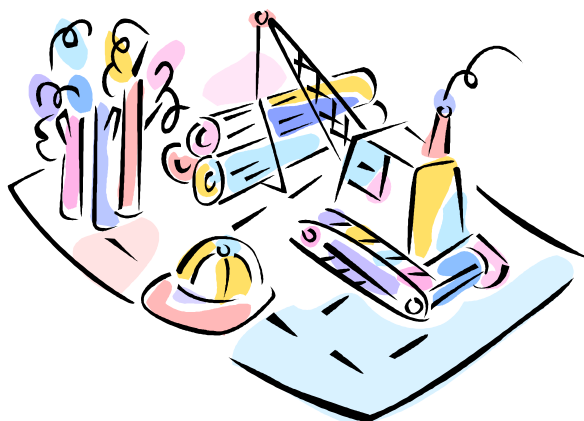
③ 土壌汚染・地下水汚染・地盤沈下防止対策	土壌汚染の実態把握に努めます。【環境課】	B
	環境にやさしい農業を支援します。【地域振興課】	B
	樹林地や農地を保全し、地下水のかん養を図ります。【道路公園課、地域振興課】	B
	雨水浸透・貯留施設の設置を促進します。【下水道課】	B
	都と連携して地盤沈下の把握に努めます。【環境課】	B
④ 騒音・振動防止対策	アイドリングストップの啓発を図ります。【環境課】	B
	都や周辺市町と連携して、横田基地周辺の航空機騒音防止対策を進めます。【企画政策課】	B
	生活騒音についての知識やモラルの向上を図ります。【環境課】	B
	道路の新設や既存道路の改修の際には、周辺環境に配慮した舗装の採用を進めます。【道路公園課】	D
	道路の適正な維持管理に努めます。【道路公園課】	B
	地域住民と連携して、騒音振動等に関する監視や指導に努めます。【環境課】	B
	定期的な騒音・振動の調査を実施します。【環境課】	B
	騒音・浮上防止型マンホールの設置を進めます。【下水道課】	B
⑤ 有害化学物質発生防止対策	有害化学物質の使用抑制や適正管理の指導を行います。【環境課】	B
	国や都と連携してアスベスト対策を進めます。【環境課、健康推進課】	B
	野焼きの規制と監視体制を強化します。【環境課】	B
	ダイオキシン類の測定調査を定期的に行います。【環境課】	B
	有害化学物質に関する情報の収集と提供を行います。【環境課】	B

9 資源やエネルギーを大切に使う

環境指標		計画策定時の現状	目標	現状	評価
一世帯当たりの使用量	電気	5,358 Kwh/年	5,027kwh/年 ^(注)	非公表	—
	都市ガス	379 m ³ /年	355 m ³ /年	384 m ³ /年	C
	水道	290 m ³ /年	276 m ³ /年	275m ³ /年	A

(注) 電気使用量については、電気供給会社のデータが19年度から非公表であるため、目標については、本計画策定時の数値を掲載しました。

環境施策の方向	市の取組	総合評価
① 省資源・省エネルギーの推進	広報活動やイベントを通じて、省資源・省エネの意識啓発を図ります。 【環境課、総務契約課】	B
	公共施設における省エネ対策を推進します。 【環境課、総務契約課（関係各課）】	B
	雨水貯留施設の設置を促進し、雨水利用を進めます。 【下水道課】	B
	裏面の利用、両面コピー等庁内における資源の有効活用に努めます。 【環境課、総務契約課（関係各課）】	A
① 自然エネルギーの活用	公共施設における自然エネルギーの活用を図ります。 【環境課、総務契約課、施設課、道路公園課】	B
	自然エネルギーの利用促進に向けた啓発を行います。 【環境課】	A



10 ごみを減らしリサイクルを進める

環 境 指 標	計画策定時の現状	目 標	現 状	評 価
排出物原単位	926 g/人・日	850 g/人・日以下	809.0 g/人・日	A
収集ごみ量原単位	806 g/人・日	750g/人・日以下	710 g/人・日	A
持込ごみ量	2,055 t/年	1,467 t/年以下	1,816 t/年	C
リサイクル率	29.4%	33 %	35.5%	A
最終処分量	2,083 t/年	1,970 t/年以下	18 t/年	A

環境施策の方向	市 の 取 組	総合評価
① ごみ排出量の抑制	ごみの分け方や出し方等、情報提供の充実に努めます。【環境課】	B
	マイバッグの利用を呼びかけます。【環境課、地域振興課】	C
	生ごみ処理機器に対する助成金を充実し、普及を図ります。【環境課】	B
② リサイクル対策	リサイクル商品や、不用品交換についての情報を提供します。【環境課】	B
	ごみの収集方法の充実に努めます。【環境課】	B
	公共施設で使用する物品についてグリーン購入を推進します。 【総務契約課(関係各課)】	B
	集団回収に対する支援を行います。【環境課】	A
	東京たま広域資源循環組合と連携して、エコセメント事業を推進します。 【環境課】	A
	フリーマーケット、リサイクルバザー等の開催支援を検討・実施します。 【環境課】	B
	堆肥化した生ごみの活用方法等について検討します。【環境課】	B
	モデル地域を定め、生ごみリサイクルの方法を検討し、試験的に実施します。 【環境課】	B
	プラスチック、粗大ごみ等のリサイクルを目的とした処理施設の導入を小平市、東大和市及び衛生組合と連携して検討します。 【環境課】	B
③ 不法投棄対策	不法投棄の監視やパトロールの充実に努めます。【環境課、道路公園課】	B
	不法投棄防止のため、土地所有者に対して適切な管理を要請します。【環境課】	B
	不法投棄防止を図るために、不法投棄禁止看板の設置を推進します。【環境課】	B

11 地球をいたわる

環 境 指 標		計 画 策 定 時 の 現 状	目 標	現 状	評 価
一世帯当たりの二酸化炭素排出量	電 気	1.99 t-CO ₂ /年	1.8.7 t-CO ₂ /年 ^(注)	非公表	—
	都市ガス	0.80 t-CO ₂ /年	0.75 t-CO ₂ /年	0.85 t-CO ₂ /年	C
	水 道	0.17 t-CO ₂ /年	0.16 t-CO ₂ /年	0.19 t-CO ₂ /年	B
酸性雨やオゾン層保護に関する情報提供を増やす。					C

(注) 電気使用量については、電気供給会社のデータが19年度から非公表ですが、目標については、本計画策定時の数値を掲載しました。

環境施策の方向	市 の 取 組	総合評価
① 地球温暖化防止対策	公共交通機関の充実と利用促進を図ります。【企画政策課】	B
	自転車道の整備を行い、自転車利用の促進を図ります。【道路公園課】	B
	市内循環バスの運行に当たっては、大気汚染等の防止に努めます。【都市計画課】	B
	公共施設における屋上や壁面の緑化を推進します。【施設課（関係各課）】	A
	地球温暖化問題を考える機会をつくります。【環境課】	B
	地球温暖化対策実行計画を策定します。【環境課】	A
② 酸性雨対策、オゾン層の保護	公用車に低公害車の導入を検討します。【総務契約課】	A
	工場・事業所からの排出ガスについて指導を行います。【環境課】	B
	酸性雨調査を定期的に行います。【環境課】	B
	フロンガスなどのオゾン層破壊物質の適正管理、回収等に関する情報提供を行います。【環境課】	B

12 環境に関心を持ち、学ぶ

環 境 指 標	計画策定時の現状	目 標	現 状	評 価
広報による環境情報の提供回数	70 回	70 回を維持する	33 回	C
ホームページへのアクセス件数	20 万 8 千件	40 万件	47 万 5 千件	A
環境学習会、親と子の環境教室の開催回数、参加人数	3 回、52 人	3 回、70 人	3 回、50 人	C
こどもエコクラブの登録件数、参加人数	0 件、0 人	5 件、50 人	1 件、2 人	C

環境施策の方向	市 の 取 組	総合評価
① 環 境 情 報 の 収 集 ・ 提 供	環境情報の収集に努めます。【環境課、図書館】	B
	図書館に環境コーナーを設置します。【図書館】	C
	市内に残る自然や文化財等の情報提供を積極的に行います。【生涯学習スポーツ課】	B
	環境情報の収集と広報紙やホームページによる情報の提供を行います。【環境課、秘書広報課】	B
	環境行動指針を作成します。【環境課】	A
② 学 校 ・ 職 場 で の 環 境 教 育	体験学習を取り入れた環境教育を推進します。【教育指導課】	B
	学校職員への環境教育に関する研修を実施します。【教育指導課】	C
	こどもエコクラブの設立や活動を支援します。【環境課】	B
	学校ビオトープの設置を検討します。※【教育指導課、教育総務課】	B
	学校等に環境教育に関わる人材を講師として派遣します。【教育指導課、環境課】	B
	狭山自然教室を継続開催します。【生涯学習スポーツ課】	A
③ 地 域 で の 環 境 学 習	環境フェスティバル等、環境に関するイベントを開催します。【環境課】	B
	地域の自然や文化等に、直接触れることのできる体験学習の充実を図ります。【生涯学習スポーツ課】	A
	ポイ捨て禁止のポスターの募集やイベント等を開催し、市民・事業者のマナーの向上を図ります。【環境課】	B

※ ②の「学校ビオトープの設置」については、東京都との連携により、平成22年度から25年度にかけて、市内全小・中学校において実施される「校庭芝生化」事業を優先実施することにより、環境教育の推進を図ることとなりました。

13 環境活動を活性化する

環 境 指 標	計画策定時の現状	目 標	現 状	評 価
環境団体の数	18 件	20 件	13 件	C

環境施策の方向	市 の 取 組	総合評価
① 環境活動の推進	地域で活動する団体等、市民や事業者の自主的な環境活動を支援します。 【環境課、地域振興課】	B
	市民や事業者との環境に関する意見交換を図ります。 【環境課、地域振興課】	B
	クリーン作戦を継続実施します。【環境課】	B
② 環境団体の育成	都や周辺市町との連携を図り、環境活動の組織づくり、人づくりを進めます。【環境課】	B
	地域の環境活動を推進する指導者の育成を支援します。【環境課】	B

